

障害福祉関係ニュース 平成29年度2号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算349号
(平成29年5月10日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 平成29・30年度 障害関係団体連絡協議会 新役員体制のお知らせ | …P. 1 |
| 2 | 内閣府「第33回障害者政策委員会」が開催される | …P. 2 |
| 3 | 社会福祉法人指導監査実施要綱が制定される | …P. 4 |
| 4 | 障害者虐待防止に係る自治体向け、施設・事業所従事者向けマニュアルが改訂される | …P. 6 |
| 5 | 全社協 中央福祉学院「社協・社会福祉施設職員会計実務講座」受講者募集のご案内 | …P. 7 |
| 6 | 平成29年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期コース受講者募集のご案内
～福祉の現場実践を支える基礎的知識が身につく通信教育～ | …P. 7 |
| 7 | 第22回 NHKハート展のご案内 | …P. 8 |
| 8 | 平成29年度全国安全週間の実施について | …P. 8 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 平成29・30年度 障害関係団体連絡協議会 新役員体制のお知らせ

全国社会福祉協議会の構成組織の一つであり、障害当事者や家族を中心とした20の全国団体が参画する障害関係団体連絡協議会は、平成29年5月1日、平成29年度第1回協議員総会を開催し、平成29・30年度の役員体制を決定しました。新たな役員体制は以下のとおりです。

平成29・30年度 障害関係団体連絡協議会 役員名簿

役職	所属団体 役職・氏名（敬称略）
会長	日本身体障害者団体連合会 会長 阿部 一彦
副会長	日本知的障害者福祉協会 会長 橘 文也
副会長	全国手をつなぐ育成会連合会 会長 久保 厚子

常任協議員	全国肢体不自由児・者父母の会連合会 常務理事 上野 密
常任協議員	全国脊髄損傷者連合会 代表理事 大濱 眞
常任協議員	全国手をつなぐ育成会連合会 統括 田中 正博
常任協議員	全日本ろうあ連盟 理事 小出 真一郎
常任協議員	日本重症心身障害福祉協会 参与 山川 常雄
常任協議員	日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長 森 祐司
常任協議員	日本盲人会連合 組織部長 藤井 貢
監 事	全国肢体不自由児施設運営協議会 事務局長 真野 寛
監 事	日本リウマチ友の会 会長 長谷川 三枝子

2. 内閣府「第33回障害者政策委員会」が開催される

内閣府は、障害者政策委員会（委員長：石川 准 静岡県立大学教授／以下、「政策委員会」）（第33回）を4月21日（金）に開催しました。

今回の政策委員会では、国連障害者権利委員会及び「ユニバーサルデザイン行動計画2020」についての報告、障害者基本計画（第4次）の骨格案について協議が行われました。

○国連障害者権利委員会について

はじめに、石川委員長が委員として参画している国連障害者権利委員会の第17会期（開催期間：3月20日～4月8日／於：ジュネーブ）の審査の様態について、石川委員長より報告がありました。

報告では、各国の障害者権利条約実施報告の審査に遅れが出ており、国連総会の決議で定められている「5日間で2.5カ国の審査を達成しなければならない」という規準に現状では達していないことや、第17会期の審査終了時点で44カ国が審査待ちの状況であり、日本はその中の41番目であること等の報告がありました。

○ユニバーサルデザイン行動計画2020

その後、内閣官房オリパラ事務局より、2月に取りまとめられたユニバーサルデザイン行動計画について報告がありました。

主な内容は下記のとおりです。

(当日資料より抜粋)

1. 経緯及び趣旨

- 障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる 2020 年パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会。この機を逃さず、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開する。
- このため、昨年 2 月、オリパラ担当大臣を議長とするユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議を設置し、様々な障害者団体（18 団体）等の参画を得て、共生社会の実現に向けた施策を総合的に検討。（障害者団体の参画する分科会を計 12 回開催）
- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」）を決定するに当たり、同連絡会議を関係閣僚会議に格上げし、障害者団体の出席を得て、本年 2 月、第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議を開催。行動計画の主なポイントは以下の通り。

2. 行動計画の主なポイント

（1）政策立案段階からの障害者参画

障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること。

（2）主な施策

<ユニバーサルデザインの街づくり分野>

- ① 今年度中に交通バリアフリー基準（省令）・ガイドラインを改正
- ② ホテル等の建築物に係る設計標準を改正

<心のバリアフリー分野>

- ①2020 年度からの学習指導要領改訂を通じ、各教科の教科書の記載を充実し、すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- ②今年度以降、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及
- ③障害に対する理解を持ち、困っている障害者等に自然に声をかけることができる国民文化の醸成に向けた仕組みの創設

3. 2020 年に向けた実行性担保のための継続的な方策について

2020 年にこれら施策が確実に実現されるよう、障害当事者等を過半とする評価会議を毎年開催し、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保。

○障害者基本計画（第4次）の骨格案について

上記 2 点の報告の後、障害者基本計画（第 4 次）の骨格案についての協議が行われました。今回提示された骨格案は、前回の第 32 回障害者政策委員会での議論および加藤内閣府特命担当大臣の意見をふまえたものとなっており、はじめに事務局より前回提示案からの修正点について説明がありました。

その後、各委員より今回提示された骨格案に対して以下の意見が出されました。

- ・骨格案の「はじめに」において「共生社会」という言葉が無くなっているが、障害者基本計画の 1 条第 3 項では共生社会の実現を求めており、この言葉無くすべきではない。
- ・政策立案段階からの障害者の参画について、もっと強調して記載すべきである。
- ・障害者権利条約の理念に反する、成年後見制度等の見直しの検討や、欠格条項の調査および見直しの検討についても記載すべきである。
- ・「性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援」について、「障害のある女性」という言葉が無くなっているが、「障害のある女性」については、障害者権利条約にも明記されており、無くすべきではない。
- ・「障害のある女性」については、「障害のある児童、女性、高齢者等」と記載すれば明確になるのではないか。
- ・「雇用・就業・経済的自立の支援」の項目に、症状が多様化しがちで変動のある障害者等に対しての所得保障制度も追記してもらいたい。
- ・障害者と障害のない人の比較ができるような統計データを入れてもらいたい。
- ・「教育の振興」の項目において、人材の育成についても記載していただきたい。また、生涯学習についても権利条約で明記されているので、この点についても記載していただきたい。

当初の予定では、今回の委員会で骨格案を決定し、今後は中身（本文）についての協議を進めて行く予定でしたが、今委員会において、骨格案に対して修正を求める意見が多数出されたため、事務局で骨格案を修正し、改めて委員会に諮ることが提案され、承認されました。

また、骨格案が決定した後の本文に関する協議の進め方については、前回の第 3 次障害者基本計画についての協議やモニタリングの際に行われた部会方式ではなく、全体会議で議論していく方式が確認されました。それに伴い、今後はひと月に 1 回の頻度で委員会が開催されるとの連絡がありました。

次回の委員会は 5 月 23 日の予定です。 詳細及び配布資料は以下の URL よりご参照ください。

**[内閣府 HP] ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく
>推進体制>障害者政策委員会>第 33 回障害者政策委員会**

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/

3. 社会福祉法人指導監査実施要綱が制定される

厚生労働省は改正社会福祉法に関する通知として、4 月 27 日付で「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」及び「会計監査及び専門家による支援等について」の通知を发出了しました。

平成 29 年 4 月より全部施行となった「社会福祉法等の一部を改正する法律」および平成 28 年 11 月付通知「『社会福祉法人の認可について』の一部改正について」等による関係法令・通知の改正により、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化・重点化及び明確化を図るため、法人の指導監査を行う基準として「社会福祉法人指導監査実施要綱」が制定されました。

また、本通知の施行に伴い、従来の「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」は廃止となる旨も併せて通知されています。

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の主な内容は以下のとおりです。

(1) 従来の指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

○法律、通知等で明確に定められた事項を指導監査の対象とすることを原則とし、監査事項の整理・簡素化を図ること。

○監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを定めること。

(2) 監査周期等の見直しによる重点化

○直前の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化が図られている等、経営状況が良好と認められた法人に対する指導監査の実施周期を延長すること。

○大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度指導監査を実施すること。

指導監査ガイドラインでは、チェックポイント、着眼点、指摘基準（文書指摘等の判断基準となるもの）、確認書類（確認対象とすべき書類）を定めています。

監査周期等の見直しでは、一般監査の周期を原則2年に1回から3年に1回としています。さらに、会計監査人設置法人及びそれに準ずる監査（公認会計士、監査法人によるもの）が実施されている法人については、5年に1回に延長することができるものとされています。加えて、「専門家（公認会計士、監査法人）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」または「専門家（公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人）による財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を受けた法人は、4年に1回に延長することができるものとされています。

「会計監査及び専門家による支援等について」では、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の内容をふまえ、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会との協議を経て、会計監査及び専門家による支援を受けた場合に作成される報告書について定めるとともに、所轄庁が実施する指導監査において周期の延長等の確認事項として位置付けることとなった旨が記載されています。

主な内容は以下のとおりです。

○会計監査及び専門家による支援を受けた場合に作成される報告書を定めること。

○当該報告書を、所轄庁が実施する指導監査において周期の延長等の判断を行う際に確認する書類として位置付けること。

各通知の詳細及び関係資料につきましては、本会ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

[厚生労働省 HP] ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉事業と社会福祉法人制度 > 社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

[身障協] ホーム > 制度関連情報

http://www.shinsyokyo.com/contents/document/index.php?category_id=6

4. 障害者虐待防止に係る自治体向け、施設・事業所従事者向けマニュアルが改訂される

厚生労働省は3月27日に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）」と「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）」の改訂版を公表しました。

この改訂については、3月8日に開催された「障害保健福祉関係主管課長会議」（障害福祉関係ニュース通算347号（3月17日））において平成28年度内に実施すると説明されていました。

主な改正内容としては、①前文に共生社会の実現及び権利擁護の視点に関する内容を追記したこと、②平成28年4月に成立した成年後見制度利用促進法に関する内容を追記したこと等です。

障害福祉関係ニュース通算345号（12月28日）において「平成27年度の都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等に関する調査結果報告書」（平成28年12月16日に公表）の内容について報告いたしましたが、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待では、相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数のいずれも前年度比で増加（特に相談・通報件数は24%の増加）しており、虐待が認められた事業所種別では、件数の多い順で、障害者支援施設88件、共同生活援助63件、就労継続支援B型49件、生活介護43件、放課後等デイサービス35件、就労継続支援A型23件となっています。

施設・事業所従事者向けマニュアルの中には、虐待を防止するための体制（虐待防止委員会の設置や倫理綱領・行動指針等の周知）や取り組み（日常的な支援場面の把握や風通しの良い職場づくり）についての内容も盛り込まれていますので、ご参照ください。

[厚生労働省] ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者虐待防止法が施行されました >通知・関連資料等

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

※ このページの「その他」の箇所に、『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）』『障害福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）』が掲載されています。

[厚生労働省] ホーム>報道・広報>報道発表資料>2016年12月>平成27年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145882.html>

[全国社会福祉協議会] ホーム>全国社会福祉協議会の調査・研究報告、統計情報>障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）Ver.3の概要

<http://www.shakyo.or.jp/research/12check.html>

[身障協] ホーム>身障協の権利擁護・虐待防止に向けた取り組み

http://www.shinsyokyo.com/contents/document/index.php?category_id=21

5. 全社協 中央福祉学院「社協・社会福祉施設職員会計実務講座」受講者募集のご案内

全社協中央福祉学院では、社会福祉法人や社会福祉協議会を取り巻く今日的状況やその果たすべき役割を理解するとともに、組織の経営強化に向けて、「社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務等に係る知識・技術を習得し、実務の向上を図ることを目的とした標記講座を、8月に開講します。コースは、初級コース・中級コース（社協会計／施設会計）・上級コースを設定しており、受講される方の経験・習熟度に応じて選択できます。あわせて、初心者向けのオプション研修会「会計入門研修会」も開講します。

多くの方のお申込をお待ちしております。詳細は以下の開催概要をご参照ください。

開催概要

- (1) 受講期間： 平成 29 年 8 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日（6 ヶ月間）
※ 通信授業と面接授業を実施
- (2) 受講対象： 社会福祉協議会ならびに社会福祉法人立の社会福祉施設・事業所等の会計実務担当者・役職員等
※ その他の公益法人等が経営する社会福祉施設・事業所等の役職員、行政職員等、「新社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務を学習したい方の受講も可能
- (3) 定 員： 800 名
- (4) 受 講 料： 36,000 円（テキスト・教材費、添削指導料、面接授業料含む）
- (5) 申込期限： 平成 29 年 6 月 9 日（金）（当日消印有効）
- (6) そ の 他： 初心者向けのオプション研修会「会計入門研修会」を開催（受講料 15,700 円）
- (7) 問合せ先： 全国社会福祉協議会・中央福祉学院 会計実務講座係
TEL 046-858-1355（平日 9:30～17:30）FAX 046-858-1356

◎ 受講案内・申込書のダウンロードはこちら（↓）

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>

6. 平成 29 年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期コース受講者募集のご案内

～福祉の現場実践を支える基礎的知識が身につく通信教育～

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の平成 29 年度受講者を募集いたします。本通信課程は、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員を対象に、社会福祉主事任用資格を取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、障害者支援施設や救護施設、更生施設など障害者関係・厚生事業関係施設等の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として準用され広く取得されています。

約 40 年の実績を有する伝統ある通信課程であり、社会福祉法人や民間企業等を含め、年間約 5,000 名（春・秋コース通算）の方に受講いただいています。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に 2 年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

詳しくは中央福祉学院ホームページから『受講案内』をご覧ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

通信課程の概要

- (1) 受講期間： 平成29年10月～平成30年9月（1年間）
- (2) 学習内容： 自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）
- (3) 受講料： 87,400円（消費税込額。添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途
- (4) 受講資格： 社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業の届出をした民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること（詳しくは『受講案内』をご覧ください）。
- (5) 申込期間： 平成29年4月25日（火）～平成29年6月30日（金）【当日消印有効】
（定員に達し次第締め切ります。）
- (6) 詳細・申込： 中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course305.html>
- (7) 問合せ先： 中央福祉学院 TEL：046-858-1355

7. 第22回 NHKハート展のご案内

「NHKハート展」（主催：NHK、NHK厚生文化事業団、NHKサービスセンター、全国社会福祉協議会）は、詩とアートを組み合わせた展覧会です。

障害のある人がつづった詩に込められた思いを、各界の著名人やアーティストがハートをモチーフにアート作品で表現しています。全国から寄せられた3,000を超える詩の中から選ばれた50編の詩がアート作品となり、新たなアートの世界を繰り広げます。

4月下旬からの都内での開催を皮切りに、以降、来年1月まで全国7会場（札幌、静岡、徳島、大分、広島、神戸、八戸）を巡回して開催されます（開催日時・場所の詳細は以下のURL参照）。興味・関心のある方は是非ご来場ください。

<http://www.nhk-sc.or.jp/heart-pj/art/heart/>（「第22回 NHKハート展」）

8. 平成29年度全国安全週間の実施について

厚生労働省では、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しています。

今年は「**組織で進める安全管理 みんなで取組む安全活動 未来へつなげよう安全文化**」をスローガンとし、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日～7月7日までを安全週間として全国一斉に活動を行います。

本会会員施設におかれましても、これらの趣旨をご理解いただき、各事業所における安全文化の醸成および安全衛生活動の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

詳細につきましては、下記URLをご参照ください。

[厚生労働省]ホーム>報道・広報>報道発表資料>2017年3月>平成29年度「全国安全週間」を7月に実施

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000158876.html>